

電波の利用状況調査の対象の皆さまへ

電波は 限られた資源です



携帯電話や無線LANなど、電波を利用する「電波利用システム」の無線局は年々増加しています。

電波を利用した新たなサービスやビジネスも生まれ、周波数の需要は急増していますが、活用できる電波の周波数には限りがあります。

このため、環境の変化に応じて周波数を再分配し、より多くの無線局が利用できる技術を使用している無線局へ移行していただくなどの施策を行っています。

結果は 政策に反映されます



調査結果は総務省の第三者機関である「電波監理審議会」で評価され、評価結果を含めて公表されます。

総務省はこの評価結果を元に

「周波数再編アクションプラン」※1
 「周波数割当計画」※2

など、電波の有効利用に資する政策を進めていきます。

※1



※2



対象は 全ての無線局です

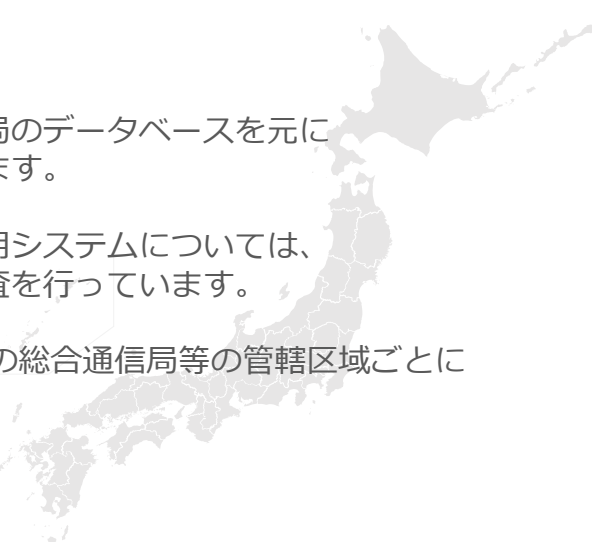


総務省が保有する無線局のデータベースを元に全ての無線局を調査します。

注目されている電波利用システムについては、調査票をお送りし、調査を行っています。

全ての無線局を全国11の総合通信局等の管轄区域ごとに調査します。

- ・北海道
- ・東北
- ・関東
- ・信越
- ・北陸
- ・東海
- ・近畿
- ・中国
- ・四国
- ・九州
- ・沖縄



調査周期

無線局の種類ごとに、調査周期が定められています。

携帯電話・全国BWA
公共業務用(国)無線局

令和6年度 令和7年度 令和8年度

毎年

左記以外の無線局

隔年

714MHz以下

令和6年度

令和7年度

714MHz以下

令和8年度

714MHz超

調査の回答に必要な事項を知りたい方へ

🔍 調査対象として選定された詳しい理由を知りたい

📄 表面のQRコードから電波利用ホームページにアクセスし、調査票をご覧ください。

🔍 自分の調査対象システムやWEB回答システムのログインID・パスワードを確認したい

📄 同封の『令和6年度電波の利用状況調査の実施について』（調査依頼通知書）をご覧ください。

🔍 回答期限、調査基準日、回答単位、WEB回答システムの回答方法を知りたい

📄 「WEB回答システムご利用ガイド」をご覧ください。

調査についてもっと詳しく知りたい方へ

❓ 調査の目的は何ですか？

📄 電波を利用するシステムの具体的な使用実態を把握するために調査を行っています。調査結果は、電波を有効利用するための政策検討に利用されます。

❓ 調査対象はすべての免許人ですか？

📄 調査はすべての無線局に対して行われますが、今回お送りしている調査票調査は「特定のシステムのすべての免許人」に対して行っています。

❓ 調査票調査の対象はどのように決まるのですか？

📄 周波数再編アクションプラン等の電波政策において、利用実態を把握する必要があると判断したシステムをピックアップして対象としています。

❓ 調査対象となったシステムは廃止を検討しているのですか？
現在使用しているシステムは今後利用できなくなるのですか？

📄 システムによって方針は違います。システムの混雑解消等を目的に周波数拡大を想定して調査する場合や、新システムと現在お使いのシステムが共存できるか調査する場合など、調査対象とするのは廃止を検討している場合に限りません。

❓ 回答は義務ですか？
回答しなかった場合どうなりますか？

📄 電波法第26条の2の規定に基づく調査として、免許人には回答が義務付けられています。回答頂けなかった場合、電波法第113条第4号の規定により30万円以下の罰金に処される場合がございます。

❓ 調査票に連絡先を入力するのはなぜですか？

📄 提出頂いた内容に不備が見つかった場合や、ご回答頂いた内容について追加で調査をさせて頂くなどの問合せに使用します。免許人の免許情報として登録頂いた連絡先は承知しておりますが、ご連絡のとれる連絡先を改めて入力頂いております。

❓ 依頼通知書や調査票等をメールで送付できませんか？

📄 総務省では免許人のメールアドレスを把握しておりません。申し訳ございませんが、郵送にて対応させて頂いております。